

第12回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月22日(水)13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2
3. 出席委員 12人
会長 1番 内海 武博
会長職務代理者 2番 作田 博
4番 上野 悟 5番 安井 弘之 7番 得納 逸二
8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭 10番 荻田 光
11番 日南田貴美 12番 吉儀 良弘 13番 桜井 陽子
14番 島津 健治
農地利用最適化推進委員
4. 欠席委員 3番 折元 文則 6番 夏見 弘則
5. 議事録署名委員の指名 12番 吉儀 良弘 13番 桜井 陽子
6. 議事日程
 - 第1 付議事項
議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について(3件8筆)
議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件1筆)
議案第71号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について(2件3筆)
議案第72号 非農地証明申請について(3件3筆)
議案第73号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)
議案第74号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について(利用権設定)
 - 第2 協議事項
(1) 下限面積(別段の面積)の設定について
 - 第3 報告事項
(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
(3) 農地転用(農業用施設)届出書の受理について
(4) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について
(5) 農業相談について
 - 第4 連絡事項
(1) 今後の日程
7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華
8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし
9. 傍聴者 なし
10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

(開会)

13時49分

事務局

はい、それでは総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードになっているか確認してください。また、総会中に席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。本日、別冊の議案74号の差し替えがございますのでよろしくお願いいたします。
では会長、挨拶をお願いいたします。

会長

はい、こんにちは。今日は総会前に副町長にお話を頂きました。今後ともですね、町長、副町長には、おいで願って、農政に関わることは本当に我々も心配しているところですので、お話が聞ければと思っております。

それでは第12回農業委員会総会を開会いたします。現在、在任の委員は14人で本日の出席は12人です。欠席の報告が3番折元委員さん、6番夏見委員さんからありました。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立といたします。本日の総会の議事録署名者は、12番 吉儀良弘委員さん、13番 桜井陽子委員さんをお願いいたします。

(報告事項)

議長

付議事項に入る前に、権利設定等の関係から「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局

はい、議案集46ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。(以下5件15筆について議案集により報告。)説明については以上です。

議長

はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員さんには1名のみ入室し、事務局の説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員は、お帰り頂くこととしますのでよろしくお願い致します。

(付議事項)

(議案第69号)

議長

それでは、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」(3件8筆)を議題といたします。

議長

報告をして頂く推進委員さんの入室をお願いします。(推進委員入室)

議長

はい、それでは、事務局の説明を求めます。

(議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(譲・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
■■■■	■■■■	(渡)高齢で耕作困難となり、農業後継者もないため譲渡する。 (受)居住地から近いので購入し耕作したい。	勝見 黒木啓	田2筆	1,201㎡
■■■■	■■■■	(渡)農業後継者がいない。また、居住地から遠方のため譲渡する。	原田 黒木清	田5筆	6,708㎡

		(受)規模を拡大したいと考えており、町内で購入した家からも近いので購入する。	榎奥		
		(渡)自宅から遠距離で耕作が困難なため。 (受)耕作地の隣接地で耕作に便利のため。	茶谷 湯川 是竹	田1筆	154㎡

事務局 はい、議案集1ページをご覧ください。議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(議案集により1件目について朗読説明。)事務局からは以上です。

議長 1件目について勝見委員さんより報告をお願いします。

勝見委員 はい、失礼いたします。来たる19日(日)に黒木委員、藤高委員と現地を確認いたしました。現地はですね、譲受人さんの自宅の前にある農地として適正に農地管理してあって別段問題はございません。以上確認いたしました。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 報告をして頂く推進委員さんの入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集1ページをご覧ください。(議案集により2件目について朗読説明。)以上です。

議長 はい、2件目について原田委員さんより報告をお願いします。

原田委員 はい、失礼いたします。12日に私と黒木清毅委員、榎奥委員と3名で当該農地を現地確認いたしまして、更に申請者の兄と面談することが出来ました。当該農地は、他年度の農業委員会総会に付議されたことのある■■■にある畑の譲渡案件の当事者と同一人であり、当事者がこの時期に取得された土地付き家屋の中庭から目の前に一望できる位置にあり、就農意欲のある当該申請者が取得することは、何ら問題は無いと3人の意見が一致しました。ちなみに、多少関係がありますので次の事を述べたいと思いますが、当該農地は、去る7月26日の本総会で議案第40号として出されたものでございまして、今日現在においても当該農地の1枚は、今年の作付けされた稲が未だに収穫されておらず、雑草の中にたたくむ稲を見ると心が痛む心境でございました。以上を申し上げまして現地確認の報告をいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 10番荻田です。農業機械とか、やはり、新規に入られるということなんでそういったものとか言うものは、まだ。これから準備されるということでしょうか。

議長 はい、事務局が説明します。

事務局 はい、この今回申請されております5筆のうち1筆につきましては、野菜を植えられる予定でございます。その他の4筆につきましては水稻を作付けされる予定ですが、農業機械等は現在お持ちではございませんので、近くの農事組合法人■■■■と昨年来からお話をされておまして、そういった水稻関係の技術的な指導を受けながら、機械もリースを受けながら営農されるというふうに聞いております。以上です。

議長 よろしいですか。はい。

議長 他にありませんか。

議長 ありませんか。

議長 他には無い様なので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集1ページをご覧ください。(議案集により3件目について朗読説明。)以上です。

議長 はい、3件目について茶谷委員さんより報告をお願いします。

茶谷委員 はい、失礼いたします。15日15時30分から、湯川委員さん、是竹委員さんと3人で現地の確認に参りました。その折に、譲受人に事情を聞きましたら、降って湧いたようにここは、譲渡人の土地だったと言うのが出てきたと言うことです。この経緯を色々聞きましたところ、当該農地に■■■と言う家がありましたんですけども、今は廃屋になって更地にまでなってしまうところなんですけど、■■■さんという方はその■■■の資産家だったみたいで、あちこち土地をいっぱい持ってらっしゃったみたいなんですよ。それで70年以上前にもうその■■■と言う家をたたんで、■■■へ行かれて、そこの長男さんも亡くなられて。後から■■■と言う所有権のあるものが、あちこちあるよと言う話が出てきて、これを何とかせんといけんということで、■■■へ相談をかけられたと。それで調べてみたら実は昔から川沿いの土手と畦畔に係るようなところが一部田圃に入っていますけれど、そこは実はまだ■■■さんの名義だったと言う話になりまして、これを整理しようということで、3条申請の状況に至った訳でございます。そうしましたら、元々もう耕作もされてましたし、畦畔である事自体も意識的には自分のものと思ってされたところもありましたので、現実的に人もいらっやらないし、処分するのに致し方ない状況であろうと思ひまして、3人とも3条申請については妥当だろうと言うふうに見解に至りました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の

方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第70号)

議長 続きまして、議案第70号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1件1筆)を議題といたします。

議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

(議案第70号農地法第4条の規定による許可申請内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
■■■■■	田1筆	墓地	行吉・勝見・黒木啓	現:田、第2種農地
■■■■■	48㎡			農用地区域除外済

事務局 はい、議案集15ページをご覧ください。議案第70号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。(議案集により朗読説明。)以上です。

議長 1件目について行吉委員さんより報告をお願いします。

行吉委員 はい、推進委員行吉が報告します。場所は16ページの右側をご覧ください。

■■■■■号線を■■■■■へ入って、■■■■■道へ入られて50mくらいの左、■■■■■さんの裏の田圃、現地がそこです。12日午前9時より、黒木委員、勝見委員の3名で現地確認を行いました。地番を48㎡分筆されて墓地に転用されるということです。場所は17ページの赤い印の上にある別のお宅の右側、ここへ現在は墓地があります。その墓地を赤い印のところへ新設するというごさございました。現地へ行くと本人が居られまして色々話が出来ました。被害防除措置計画書で土地の造成は、54cmと盛り土ということで、土砂流出等についてはブロック積み、周辺農地への影響は特に無いようです。用水は必要としない。雨水は自然流下ということで、■■■■■さんの田圃へ入って田圃から水路へ出るという方法です。汚水は無いです。以上です。審議をよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第71号)

議長 続きまして議案第71号「農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について」(2件3筆)を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

(議案第 71 号の内容「農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請について」)

申請者	当該農地	転用目的等	議案の内容	変更理由
(受) [] [] (渡) []	[] 田 2 筆 1,134 m ² 第 2 種農地	太陽光パネル 設置 264 枚から 260 枚に変更	R3 第 8 回総会 議案第 47 号 にて許可	本社にあるモジュールで施工する予定だったが、別案件で同型のモジュールを使用予定だった太陽光発電設備があり、工事中に同型モジュールの破損が確認され、在庫を使用した。現在、同型のモジュールは生産中止となっており、本に残っている在庫の同型のモジュールを使用するため、パネルの枚数を変更する。
(受) [] [] (渡) []	[] 田 1 筆 876 m ² 第 2 種農地	太陽光パネル 設置 288 枚から 144 枚に変更	R3 第 10 回総会 議案第 60 号 にて許可	変更前の所有者から併用地である [] の返還を求められ、工事の規模に伴い、パネルの変更を行う。

事務局 はい、議案集 25 ページをご覧ください。議案第 71 号「農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請について」です。(議案集により 1 件目・2 件目朗読説明。)

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 72 号)

議長 続いて、議案第 72 号「非農地証明申請について」(3 件 3 筆) を議題といたします。

議長 報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

(議案第 72 号「非農地証明申請について」内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廃年月	証明を受けようとする理由	現地調査委員
[]	[]	畑 1 筆 138 m ² (現況雑種地)	S40 年頃	地目変更 (始末書提出)	綿谷・神尾・中村
[]	[]	畑 1 筆 440 m ² (現況宅地)	S51 年頃	地目変更 (始末書提出)	溝上・若山・下野
[]	[]	畑 1 筆 32 m ² (現況宅地)	S51 年頃	地目変更 (始末書提出)	溝上・若山・下野

- 事務局 はい、議案集 35 ページをご覧ください。議案第 72 号「非農地証明申請について」です。(議案集により朗読説明。) 以上です。
- 議長 1 件目について綿谷委員さんより報告をお願いします。
- 綿谷委員 報告いたします。12 日(日) 13 時から中村委員、神尾委員、私と 3 名で現地確認をいたしました。現状、進入路のある雑種地であり農地としてみるものが困難であり、復旧はできないと思います。また、特に気になる点はございません。以上、確認したことを報告します。
- 議長 はい、ありがとうございます。事務局からの説明現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございます。(推進委員退席)
- 議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、議案集 35 ページをご覧ください。(議案集により 2 件目・3 件目について朗読説明。) 以上です。
- 議長 はい、2 件目と 3 件目について溝上委員さんより報告をお願いします。
- 溝上委員 現地確認をいたしました 2 件について合わせて報告させていただきます。18 日に、若山委員、下野委員と 3 名で現地を確認いたしました。位置は [REDACTED] の [REDACTED] さんの隣でございますが、写真で 41,44 ページ、ここは昭和 50 年前後だったと思いますが、この地区で基盤整備がございました。その時に、どちらも畑だったんですが土を取っていわゆる広場にされたわけです。その後ここは [REDACTED] をされておられますのでそういった関係でここを作業場と資材置場にされました。写真にある瓦吹き建物なんですが、[REDACTED] をしていた先代が亡くなられて、息子さんからの申請になりました。ここは農地パトロールで指摘もしておりました。そういったこともあり、今回申請ということに至ったと思われまして、3 件目の所有者の土地もそこにございまして貸しておられました。現地確認をしたところ、建物が建っておりますし、今さら農地というふうにとれませんので、始末書を出して非農地として整理させていただきたいということでございました。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございます。事務局からの説明現地調査委員さんからの報告が終わりました。2 件目と 3 件目について質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございます。(推進委員退席)
- 議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(賛成多数)
- 議長 はい、賛成多数により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございます。

(議案第 73 号・第 74 号)

議長 議案第 73 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について（利用権設定）」及び議案第 74 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案について（利用権設定）」は、関連がありますので一括して議題といたします。この議案はそれぞれ世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それではまず、別冊議案第 73 号「農用地利用集積計画の作成について」説明いたします。2 ページをお開きください。（以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明）。

甲山地区 60 筆 73,723 m² 世羅地区 170 筆 271,170 m²

世羅西地区 187 筆 300,303 m² 合 計 417 筆 645,196 m²

続いて別冊議案第 74 号「農用地利用配分計画の作成について」農地中間管理機構の広島県森林整備・農業振興財団から配分計画されたものになります。ページをお開きください。世羅地区の黒淵 8 筆 17,774 m²を和田廣司さんが、賀茂 9 筆 7,520 m²を(株)恵さんが、重永 1 筆 4,293 m²を(農)ふるさと重永さんが、世羅西地区 3 筆 5,576 m²(農)みぞくまさんへ配分する計画が出ております。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、10 番委員。

10 番 10 番畝田です。賃借料で 36 kg というのがあるんですが 36 というのはなにか意味があるんですか。

事務局 申請書に記載されている通りで作成しています。8 筆全体で 184 kg を払うので 10a 当たりで換算したら 36 kg となっております。184 kg がなぜかというところは確認しておりません。

議長 よろしいですか。

議長 はい、他にはありませんか。

議長 ございませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

本日の議案は、全てご審議頂きましたのでここで協議事項に移らせて頂きます。併せて議長も交代いたします。作田副会長よろしく願いいたします。

（議長交代・作田副会長が進行）

14 時 30 分

（協議事項）

議長 はい、それでは協議事項（1）「下限面積（別段の面積）の設定について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 45 ページをご覧ください。協議事項（1）「下限面積（別段の

面積)の設定について」案でございます。こちらの下限面積設定でございますが、世羅町企画課で登録している空き家バンクに付随した農地を処分するために下限面積の決定をかねておりましたが、令和3年度第11回総会の議案第65号において農地法第3条の許可処分をしたため解除するものでございます。以上です。

議長 事務局の説明がおわかりました。何か質疑・意見はありませんか。
 議長 ございませんか。
 議長 それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。
 議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
 議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集47ページをご覧ください。報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」です。(以下議案集により朗読説明)
 (報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」の内容)

権利を取得した者	当該農地	地目地積	権利を取得した日	権利を取得した事由
■■■■	■■■■ ■■■■他	田7筆 畑1筆 計5,947㎡	H23年6月1日	■■■■より相続
■■■■	■■■■ ■■■■他	田4筆 計2,293㎡	R3年9月22日	■■■■より相続
■■■■	■■■■ ■■■■他	田8筆 畑3筆 計11,145㎡	R3年8月4日	■■■■より相続

事務局からは以上です。

議長 それでは、報告事項(3)「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

報告事項(3)「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」の内容)

届出人	当該農地	地目地積	事業概要	土地利用計画
■■■■	■■■■ ■■■■	田1筆 171㎡ (現況 雑種地)	農業用倉庫1棟 (始末書提出)	農振該当なし

事務局 はい、議案集48ページをご覧ください。報告事項(3)「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。これは、農地法施行規則第29条第1項、農地の転用の制限の例外に該当するものです。農地法第4条の例外で、農地法第5条は対象にならないものです。(以下議案集により朗読説明)こちらにつきましては、昭和55年頃に設置されておられますので始末書を提出して頂いております。事務局からは以上です。

議長 それでは、報告事項(4)「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について」事務局より報告を求めます。

事務局

はい、議案集 53 ページをご覧ください。報告事項 (4) 「農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期について」です。(以下議案集により朗読説明)
報告事項 (4) 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期について内容)

申請者	台帳地目等	転用目的	当時の工期等	履行延期となった理由	履行延期期間
(受) [黒塗り]	畑 1 筆 68㎡ 第 2 種農地	墓地	完成 許可後 1 年以内 (R 4.1.25)	業者の都合により延期 させてほしいと申し入 れがあったため。	R 4.5.31
(渡) [黒塗り]	農用地区域外				

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

議長

それでは、報告事項 (5) 「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局

はい、議案集 54 ページをご覧ください。報告事項 (5) 「農業相談について」
でございますが令和 3 年 12 月 1 日 (水) 大見自治センターで荻田委員・安
井委員と農業相談を行いました。相談者はございませんでした。以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長

それでは、連絡事項 (1) 「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案集 55 ページをご覧ください。(以下、議案集により
朗読説明)

(連絡事項 (1) 「今後の日程について」内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
1 月 5 日	農業相談	伊尾自治センター	吉儀委員 夏見委員	9:30~
1 月 11 日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館 2 階打ち合わせ室	役員全員	9:30~
1 月 25 日	第 1 回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場南館 3 階会議室 2	委員全員	13:30~

以上です。

議長

その他で、事務局から何かございますか。

事務局

はい、本日、お配りをさせて頂いております農業委員会手帳につきまして、
委員さん、その後は農地最適化推進委員さんにも送付をさせて頂きま
すので、業務活動に活用頂けたらと思います。それと、令和 3 年度、
農業委員・農地最適化推進委員の研修会についての通知の文書を
一緒に配っております。農業委員さんと農地最適化推進委員さん
に通知する予定です。県の農業委員会ネットワーク機構が主催で、
2 月 8 日 (火) 13 時から 16 時まで広島国際会議場で開催され
ます。出席される場合は 1 月 18 日 (火) までに事務局へご連絡
ください。大変申し訳ございませんが、会場へは各自で参加して頂
きますようによりしくお願いします。また、こちらも、新型コロナウイルス
感染症対策により中止または延期される場合がありますのでご了承
して頂きたいのと、その場合

は、申込された委員さんへ後日連絡をさせていただきます。

もう1件、非農地通知についてございます。1月の総会で報告予定ですが、速報ということで、12月28日に非農地通知を送付予定です。筆数につきましては293筆で、合計面積が202,330.40㎡です。該当通知者は約200名程度になると思います。また非農地通知につきましては、1月総会時に資料と合わせてご報告させていただきたいと思います。以上です。

議長

はい、それでは委員さんの方から何か連絡する事がありますか。

議長

ありがとうございました。これを持ちまして第12回世羅町農業委員会総会を終了いたします。本日の会場の片付けは1番委員から7番委員さんをお願いします。

(閉会)

(14時40分)